

星風会訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人星風会が開設する星風会指定訪問看護ステーション及び介護予防訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護・介護予防訪問看護の事業（以下事業という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下看護師等という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護・介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護・介護予防訪問看護を提供する。星風会もデイサービスセンター・在宅介護支援センター等を有機的に結合させ、高齢者に対する在宅福祉の拡充に取り組んできた。訪問看護ステーションの開設により、高齢者以外の方を含めた在宅医療の分野において医療体制の充実を図ることを目的としている。

（事業の運営の方針）

- 第2条 ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう地域の中で保健・医療・福祉にわたる総合的ケアの確立を支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的サービスを提供できるよう在宅福祉の核として地域に貢献する

（事業の運営）

- 第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----|---------------|
| (1) | 名 称 | 星風会訪問看護ステーション |
| (2) | 所在地 | 栃木市惣社町 94 番地 |

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1 名
- ステーションの従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。但し、管理上支障がない場合は、ステー

シヨンの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが出来るものとする。

- (2) 看護師等：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5 名以上（内、常勤 1 名以上）

看護師等は訪問看護計画及び訪問看護報告（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）を作成し（准看護師を除く）、訪問看護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日～土曜日（12 月 30 日～1 月 3 日・祝祭日は希望により対応可とする）
(2) 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

2 利用者やその家族からの電話等により、24 時間常時連絡・対応が可能な体制とする。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第 7 条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

（事業の内容）

第 8 条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、心身の状況の観察
(2) 医療的処置の実施及び指導(吸引・カテーテル管理・褥創処置・内服管理等)
(3) 看護・介護技術の実施と相談指導（洗髪・清拭・入浴・排泄・体位変換・口腔ケア等）
(4) リハビリテーション（介護予防）
(5) ターミナルケア
(6) 栄養・食事に関する相談・指導等
(7) 介護用品の紹介や工夫の仕方の実践
(8) 生活環境の調整と指導
(9) かかりつけ医師への報告及び連絡調整
(10) 行政機関やサービス・他施設に関する情報提供や調整
(11) 必要に応じて理学療法士・管理栄養士の派遣及び相談・指導
(12) その他医師に指示による処置と介護に関する相談
(13) 通院困難な在宅療養者に対する居宅療養管理指導

（利用料等）

第 9 条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 医療訪問看護を提供した場合の利用料の額は、健康保険法に基づき定められた額とし、基準上の額

に対し、医療保険証に記載の割合に応じた額とする。

(1) 次の場合は別に差額費用を申し受ける。

営業時間内で 2 時間を越える訪問看護	30 分毎に	1,200 円
営業時間外	午後 5 時 30 分～午後 10 時	1 時間毎に 2,500 円
	午後 10 時～午前 7 時	1 時間毎に 3,000 円
	午前 7 時～午前 8 時 30 分	1 時間毎に 2,500 円
休日訪問	1 時間毎に	3,000 円

3 交通費

(1) 介護保険

第 8 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の通りとする。

ステーションから片道 10km 未満	400 円
10km 以上 1 km 増す毎に	50 円

(2) 医療保険

実施地域にかかわらずその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、キロ数により次の通りとする。

5km 未満	200 円
5km 以上 10km 未満	400 円
10km 以上	1 km 増すごとに 50 円

4 死後の処置料は、10,000 円とする。

5 外出・診察付き添い等の同行援助（ステーションを利用している利用者に限る）

1 時間	1,500 円	30 分増すごとに	500 円
------	---------	-----------	-------

ただし、移動等にかかる費用については利用者自己負担する。

6 1～5 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条 通常の事業の実施地域は、栃木市・壬生町・小山市・下野市・上三川町・鹿沼市とする。

（緊急時等における対応方法）

第 11 条 看護師等は訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の処置を行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

2 利用者の状態によっては管理者の携帯電話の番号を知らせ随時連絡がとれる体制を整える。

3 夜間の緊急入院はかかりつけ医師の指示のもとに適切な病院を紹介する。

（苦情処理）

第 12 条 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情等に

対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から 2 年間保存する。
- 3 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

第 13 条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行なう。
- 4 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償任意保険に加入する。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 15 条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非日常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

(3) 訓練の実施 年 1 回以上

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 16 条 ステーションは、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 6 か月に 1 回以上

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

採用時研修 採用後 3 か月以内

継続研修 年 1 回以上

訓練の実施 年 1 回以上

(個人情報の保護)

第 17 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての事項)

第 18 条 訪問看護ステーションは看護師等の資質向上のための研修会に出席することとする。

(1) 採用時新任研修

(2) 栃木県看護協会主催の研修参加他・年 3 回の院内研修

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。

3 市町村との連携 地域に根ざした事業として市町村保健福祉部等情報提供主体と十分な情報交換を図る。地域会議に出席し情報交換に努める。

4 地域医師会との連携 訪問看護ステーション運営にあたり、下都賀郡市医師会の協力を得ると同時に地域の病院との連絡調整・情報交換に十分な協力を得ながら円滑に進める。

5 かかりつけ医師の指示にもとづき、適切なサービス提供ができるよう、かかりつけ医師と密接かつ適切な連携を図る。

- 6 訪問看護ステーション・老人保健施設・居宅介護支援センター等との連絡調整を地域ケア会議等で十分に図り質の高い訪問看護事業を進める
- 7 訪問看護ステーションは、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用するために医療 DX 推進の体制を整備し、取り組むこととする。

附則

平成 12 年 4 月 1 日施行
平成 14 年 10 月 1 日改正
平成 15 年 4 月 1 日改正
平成 16 年 4 月 1 日改正
平成 17 年 4 月 1 日改正
平成 18 年 4 月 1 日改正
平成 20 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 4 月 1 日改正
平成 23 年 9 月 21 日改正
平成 24 年 4 月 1 日改正
平成 25 年 12 月 21 日改正
平成 26 年 4 月 1 日改正
平成 26 年 9 月 21 日改正
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 27 年 5 月 1 日改正
平成 27 年 5 月 1 日改正
平成 29 年 1 月 10 日改正
平成 30 年 11 月 7 日改正
令和元年 10 月 1 日改正
令和 3 年 4 月 1 日改正
令和 5 年 9 月 1 日改正
令和 7 年 4 月 1 日改正